

## 北海道壮瞥町基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

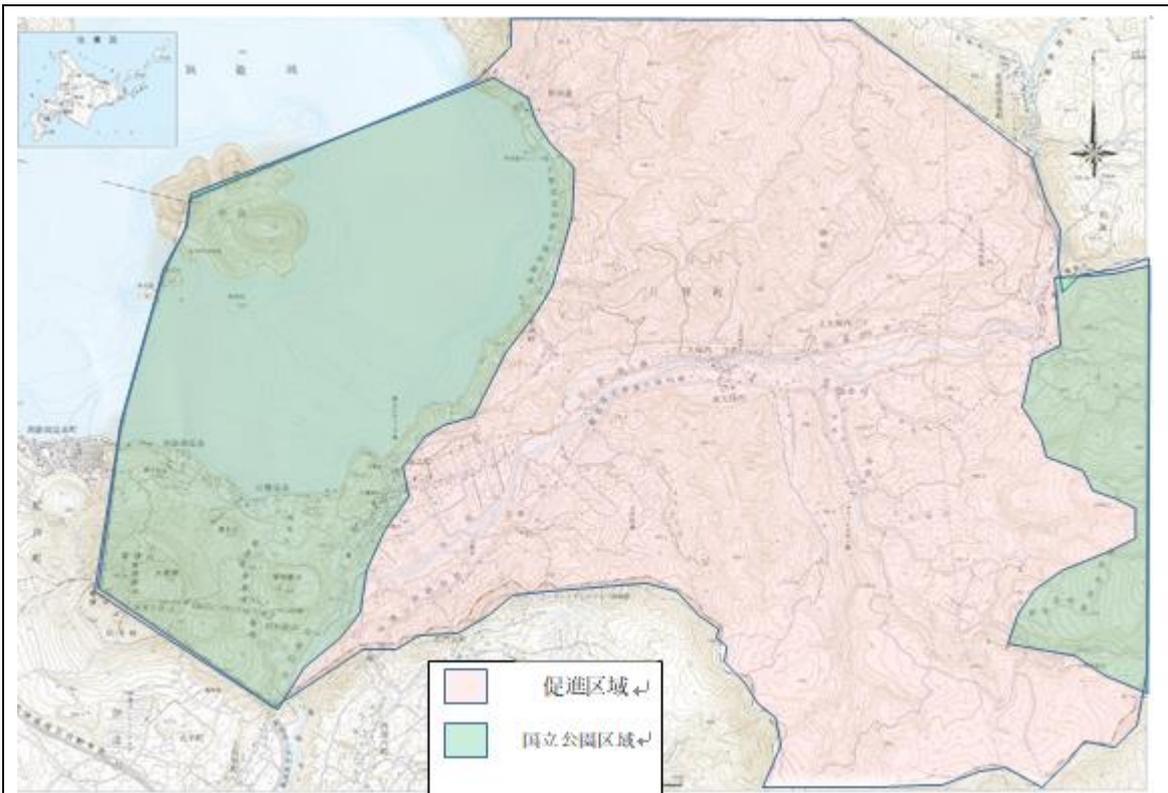
#### (1) 促進区域

設定する区域は令和3年4月1日現在における北海道壮瞥町の行政区域とする。面積は概ね20,501haである。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区のうち、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木が生育している地点を除く。

本促進区域の一部は、自然公園法に規定する国立公園（支笏洞爺国立公園）であり、生物多様性の保全観点から重要度の高い地域であることから、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域は本促進区域には存在しない。





(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

壮瞥町は北海道の南西部に位置し、東西22 km、南北15 km、総面積20,501 haで面積の約15%は洞爺湖が占めている。町の西部には活火山である有珠山や、昭和新山があり、東部にはオロフレ山がそびえている。

東西に貫く長流川の周辺に田園地帯が広がる静かな環境に恵まれ、20世紀、4回噴火した有珠山の東麓に位置する本町は、火山と共生し、町を発展させてきた固有の文化があり、防災、教育、観光を融合させたジオツーリズムを推進してきた地域である。

平成21年には、国際的に価値のある地質を有し、持続可能な活動が行われているなどのユネスコの基準を満たす「洞爺湖有珠山ジオパーク」に認定されている。

②インフラの整備状況

壮瞥町内全域には光回線網が整備されており、高速インターネットが町内全域で使用可能となっている。立地環境は、札幌市中心部へ約110 km（車で約2時間）、新千歳空港へ約90 km（車で約1時間30分）と比較的交通アクセス環境が良く、JR伊達紋別駅や道央自動車道伊達インターチェンジから15 kmである。

道路インフラでは、札幌市と伊達市を結ぶ一般国道453号が整備されている。当該道路は、令和7年度に改築が完成する予定であり、今後、物流や人流、観光ルートとしての交通量増加が見込まれ、道央圏と胆振地域を結ぶ国道として更なる重要な役割を担うことが期待されている。

### ③産業構造

壮瞥町の平成27年の時点での総就業人口は1,390人であり、産業別では、観光関連サービス業（宿泊・飲食・卸売・小売等）404人（29%）、農林業369人（27%）、医療・福祉211人（15%）となっており、基幹産業は観光業と農業である。

観光業では、洞爺湖や昭和新山地区を中心として、インバウンド、団体客や修学旅行生などが多く訪れており、令和元年度の観光入込客数は年間約178万人となっている。

特色として、火山の恵みである景観や温泉資源を活用し、自然と調和した観光地が形成されており、昭和40年代以降は、国の特別天然記念物である昭和新山の麓に観光土産店やロープウェイが開設され、昭和50年代には、大型リゾートホテルが立地している。

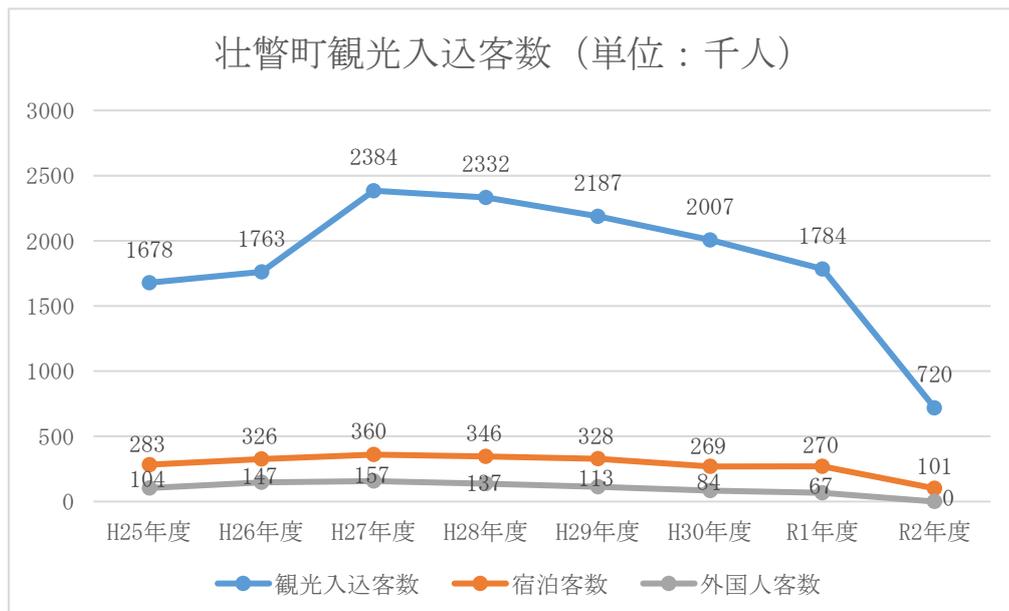
近年では、観光果樹園が連携する「そうべつくだもの村」や「道の駅そうべつ情報館アイ」での農産品の販売に加え、日帰り温泉施設、キャンプ場やスキー場などを活用した交流や関係人口を増やす取組も行われている。

また、農業では、平成30年の農業産出額（推計）が146百万円となっており、リンゴなどの果樹や玉ねぎなどの野菜、米を中心に少量多品種の生産が盛んである。観光果樹園を経営する農家も多く、多面的な農業経営を行っている。

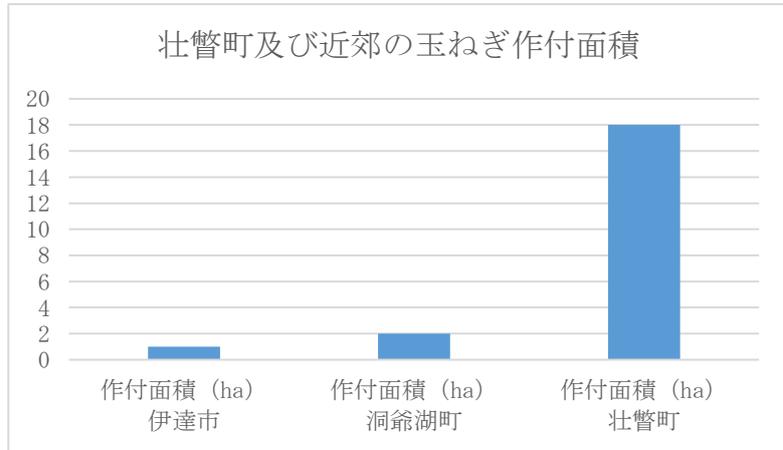
こうした環境に加え、農業では新たな産地形成と雇用創出に向けた動きや、観光では、火山周辺でのジオツアー、恵まれた自然環境を活かしたアウトドアスポーツによる新たな魅力づくりなど地域資源を最大限活かした官民連携による取組が始まっている。

#### 【壮瞥町内の宿泊・観光施設】

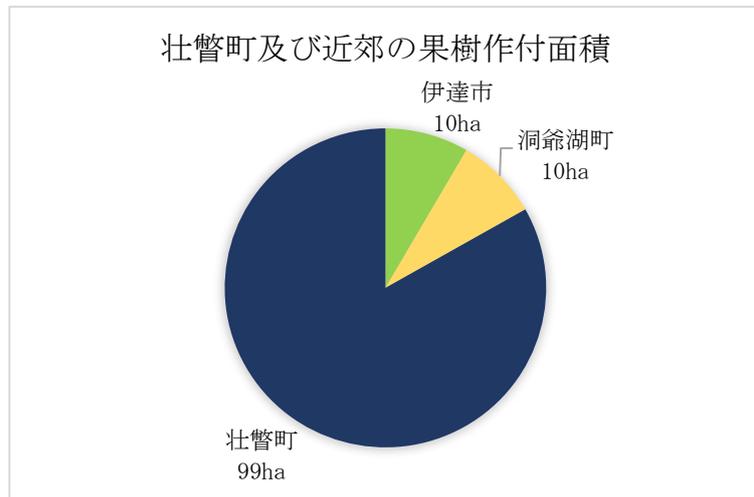
壮瞥温泉	旅館・ホテル・ペンション	5か所
蟠溪温泉	旅館・ホテル	2か所
キャンプ場		2か所
スキー場		1か所
町内日帰り入浴施設		3か所



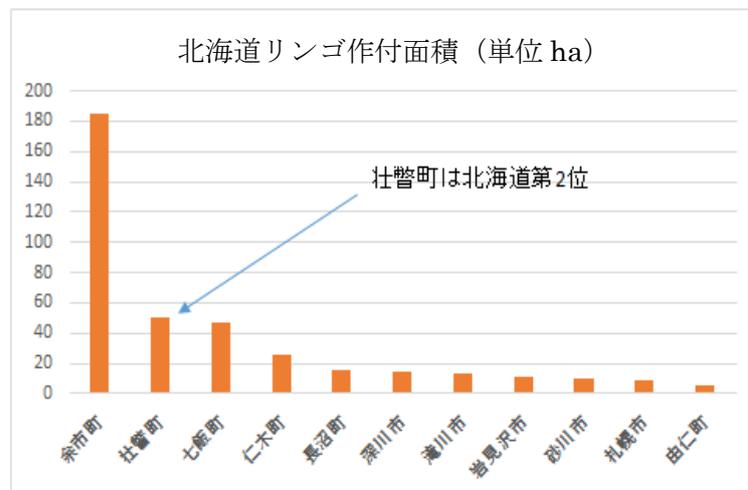
資料：北海道経済部観光局 入込客数調査報告書



資料 農業センサス (H 2 7)



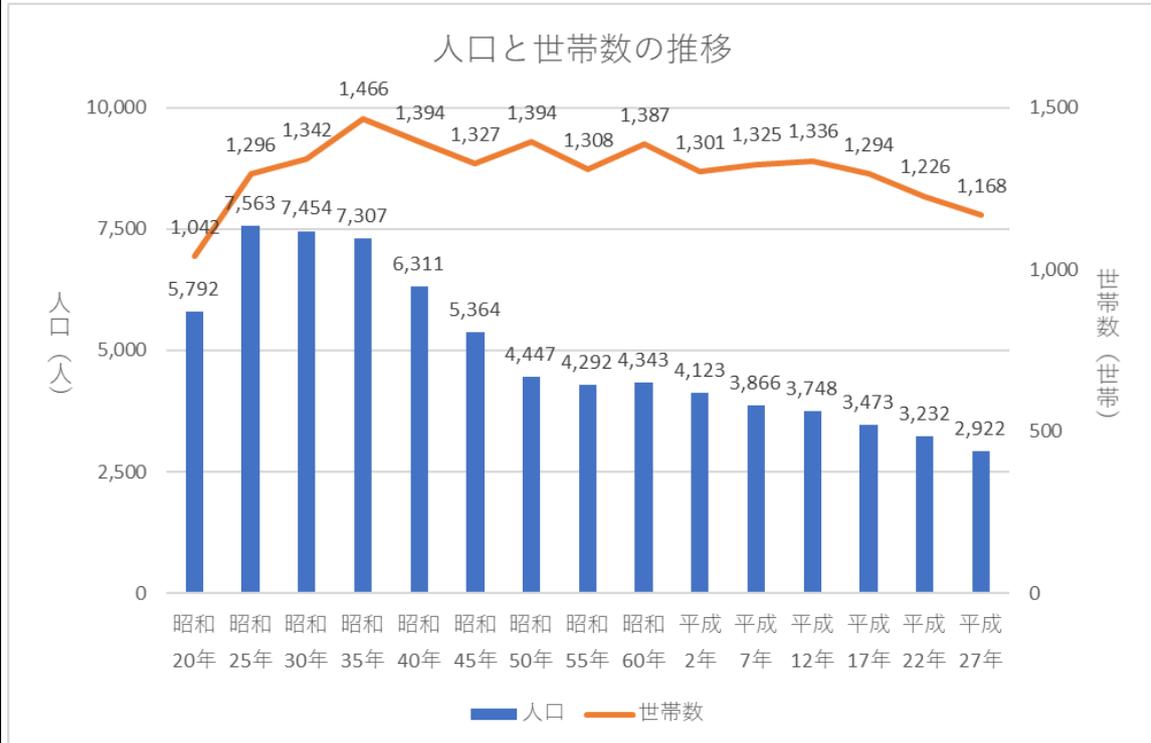
資料 農業センサス (H 2 7)



資料 農業センサス (H 2 7)

#### ④人口分布の状況

壮瞥町の人口は令和3年2月末現在で2,428人となっており、過疎化が進行している。特に若年層の人口が減少していることから、地域の担い手である労働人口の減少が懸念されている。特に若年層の働く場所＝雇用の確保が急務であり、町では企業立地支援などの政策により掘り起こしに取り組んでいるところである。



資料：国勢調査(H27)

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

壮瞥町では、雇用者数の約17%、売上高の約23%、付加価値額の約12%を「宿泊業・飲食サービス業」が占めており、観光業は町内の産業構造の中で重要な位置づけである。(平成28年経済センサスー活動調査)

平成30年度においては、道内客を中心に、道外客や東南アジア等の海外客が年間約201万人(平成30年度観光統計)ほど訪れていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度の年間入込客は70万人程度まで減少する見込みであり、基幹産業である観光業のあり方も多面的なニーズに応えられるような転換が求められている。今後、アウトドアツーリズムや長期滞在型観光の取組、団体旅行客の回復に向けた施策や企業誘致により、交流人口の拡大を図り、経済発展に繋げていく。

加えて、町内において、観光客が滞在・周遊する流れを作ることにより、地域の農産品や商品等の売上増に繋げるほか、農産品の加工・出荷を通じて町のブランドイメージを高め、町のブランドキャッチコピーである「そうきたか!そうべつ」が示すとおり、驚きと発見に

より壮瞥町ファンを増やし、リピーターの獲得に繋げ、町全体に経済効果が波及するように取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、密を避けた滞在型観光の推進を行うとともに、湖上でのアクティビティや登山、ジオツアーなど、多様なニーズに合わせたアドベンチャー旅行に関する観光コンテンツを事業者と連携して開発する。

さらに、湖畔を周遊するサイクルツーリズムの推進や散策路の整備など魅力的な地域資源を味わうことのできる環境整備を進める。

現在取り組んでいる修学旅行農泊や農業体験については、感染予防対策を徹底し、更なる充実を図る。

これらの観光誘客や農商工連携の取組など、他市町村と比べて優位性のある景観や温泉、農業の資源を最大限に活用するとともに、総合的な観光による交流人口の拡大及び選ばれる町を目指す。

## (2) 経済的効果の目標

### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	192百万円	—

(算定根拠)

- ・1件あたり4,500万円の付加価値を生む地域経済牽引事業を3件創出し、これらが促進区域で1,421倍の波及効果を与え、促進区域において192百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・192百万円は、促進区域の全産業付加価値2,468百万円(平成28年経済センサスー活動調査)の約7.8%であり、地域経済に対する影響が大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、新規事業件数の数値を設定する。

### 【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	45百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3件	—

## 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき、自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,458万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査平成28年）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で10.9%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2名以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画では設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性】 壮瞥町の支笏洞爺国立公園等の観光資源・農業資源

【活用戦略】 観光

(2) 選定の理由

壮瞥町の観光地は、ほぼ全域が支笏洞爺国立公園に属しており、町全域が洞爺湖有珠山ジオパークに認定され、国内外からの観光客の人気も高く、有名な観光地である。

火山が作り上げた景観や、温泉資源、りんご等をはじめとする農産品、観光果樹園、農産加工品などの観光資源が豊富である。四季が織りなす豊かな自然環境は、訪れる観光客の人気が高く、冬季イベントでは、世界的に有名となった「昭和新山国際雪合戦」が開催されるなど、年間を通じ魅力ある観光地づくりを行っている。

観光におけるポテンシャルは高く、高付加価値の滞在型ツアーや宿泊施設の誘致により相乗効果が見込まれる。

新型コロナウイルスについて、今後も観光業への影響が予想されるが、コロナ禍における状況や新たなニーズの変化を常にとらえながら、密を避けた滞在型観光の推進やアドベンチャートラベルのコンテンツ開発など、ウィズコロナに対応した観光振興を図る必要がある。



支笏洞爺国立公園（昭和新山と洞爺湖）



壮瞥町のくだもの狩り

●観光関連の環境

洞爺湖温泉、壮瞥温泉などの温泉資源、温泉街からの遊歩道や道道により、好アクセスの地にある昭和新山地区など観光客に人気の観光地があり、昭和新山熊牧場や有珠山ロープウェイなどの観光施設にも恵まれている。遊歩道を活かしたトレッキングツアーや洞爺湖での湖上レジャーなど今後の商品化・成長が見込まれる分野が存在している。滝之町地区においては、豊富な果樹などの農産物を活用したくだもの狩り、年間33万人が訪れる「道の駅そうべつ情報館アイ」など来訪者のニーズに対応した観光環境が整っている。

●町の主なイベント

平成元年に始まった昭和新山国際雪合戦は、地域イベントとしては異例の33年間継続されている歴史と伝統のある競技イベントであり、“Yukigassen”の国際ルールは壮瞥町が発祥の地となっている。全国の予選を勝ち抜いた148チームが毎年壮瞥町に集まり、2日間で2万人以上が集まる冬季の誘客イベントとなっている。

また、毎年10月上旬には「そうべつりんごまつり」が開催され、町特産のりんごの詰め放題や地元産野菜の直売など1万人を集めるイベントが長流川河川敷の特設会場にて開催されている。

●観光環境の変化への期待

農業や観光へ企業が参入することで、雇用や消費が生まれ、町の産業振興・移住や定住の促進が期待される。また、町の経済活性化が促進され、次世代への事業継承やまちづくりに多大な貢献が期待される。

壮瞥町の観光入込客数（壮瞥町調べ）

（単位：万人）

年度	観光入込客数	うち宿泊客数	うち外国人客数
H28	233.2	34.6	13.7
H29	218.7	32.8	11.3
H30	200.7	26.9	8.4
R1	178.4	27.0	6.7
R2	72.0	10.1	0

「道の駅そうべつ情報館アイ」 産品売上

(単位：万円)

年度	総売上額	うち農産品	うち農産加工品
H28	20,127	12,019	686
H29	19,977	11,895	722
H30	20,510	12,022	529
R1	21,728	13,522	739
R2	22,046	14,230	802



昭和新山園地



そうべつりんごまつり



有珠山ロープウェイ



道の駅そうべつ情報館アイ



シードル・デ・そうべつ



昭和新山国際雪合戦

●民間事業者の構想

壮瞥町の温泉や景観などの観光資源や道央へのアクセスの良さなどの地の利を生かしたホテルの進出、農産加工品の開発などでの工場立地計画の問い合わせが増えてきており、行政としても積極的に企業誘致に取り組んでいる。

●将来像について

こうした観光や農業の環境に恵まれた壮瞥町では、近隣の市町と連携し広域的な観光誘客活動も行っており、「北海道登別洞爺広域観光圏協議会」の構成市町として、海外からの誘客や海外トップセールスなどにより誘客を図ってきたほか、民族共生象徴空間「ウポポイ」を核とした胆振地域への周遊誘客活動に力を注いできた。また、隣接する洞爺湖町などと共に教育旅行誘致やJR洞爺駅からの二次交通整備、ロングラン花火大会の実施などを行ってきたところである。

道内でも有数の観光地ということで企業立地のポテンシャルは高い。地域経済牽引支援機関の協力を得て、行政が連携して受入環境を整備することで、観光や農業の事業者にとって、より魅力的な企業立地環境の認知度を向上させ、企業誘致を図る。こうした取組により、この地域ならではの農商工連携を加速させることを通じて、地域の稼ぐ力の向上を目指したい。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している地域の特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本町にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ① 壮瞥町における固定資産税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定している。

また、壮瞥町では、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の固定資産税について、減免が受けられることを定めた、過疎地域課税免除条例を令和3年6月定例議会で説明・提案の見通しである。

#### ② 壮瞥町企業立地促進条例

本町における企業の立地を促進するため、壮瞥町企業立地促進条例を制定しており、以下のいずれかの施設等を新增設して事業を行う者に対し、固定資産税の課税免除及び雇用助成金の交付措置を講じている。

- ・リゾート施設（設備投資額が3億円以上（増設の場合にあつては3,000万円以上）のものに限る。）
- ・福祉等施設若しくは事業所又は試験研究所等（設備投資額が5,000万円以上（増設の場合にあつては2,000万円以上）のものに限る。）

#### ③ 壮瞥町小規模企業振興条例（検討中）

本町における小規模事業者の経営安定や事業承継など、商工業の課題解決に向け、町が関係機関と連携しながら取り組むことを定める条例。町が小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することを定め、商工会とともに支援を行うことが明記される予定であり、現在協議を進めている。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域の事業者が活用できるよう、町が保有する観光関連分野データで開示可能な情報について、インターネット等での公開を進めていく。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

#### ① 温泉泉源の利用などへの協力

壮瞥温泉地区・洞爺湖温泉地区については民間団体による泉源掘削に対する補助を

行い、リゾートホテルの企業進出の環境整備について支援を行う。

北海道経済部産業振興局産業振興課内、壮瞥町商工観光課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備を受けた場合の対応については、北海道関係部局と壮瞥町が連携して対応していく。

②従業員等の住宅確保への支援

従業員等の住居確保など受入環境整備に努める。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

地域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、金融機関等に対して、「北海道事業引継ぎ支援センター」や「北海道よろず支援拠点」といった支援機関に関する情報等を周知していく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和3年度	令和4年度～令和7年度	令和8年度(最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
壮瞥町における固定資産税の課税の特例に関する条例	6月定例議会にて壮瞥町過疎地域課税免除条例提案・可決予定。議決後運用	運用	運用
壮瞥町企業立地促進条例	運用	運用	運用
壮瞥町小規模企業振興条例	9月定例議会にて町条例提案・可決予定。議決後運用	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】</b>			
壮瞥町が保有する観光関連分野のデータの公開	開示情報の精査	運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
温泉泉源の利用などへの協力	相談窓口の設置	運用	運用
従業員等の住居確保への支援	随時実施	運用	運用
<b>【その他の事業環境整備】</b>			
支援機関への情報提供	随時実施	運用	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たり、壮瞥町は地域に存在する支援機関（壮瞥町商工会・NPO法人そうべつ観光協会・とうや湖農協壮瞥支所・伊達信用金庫壮瞥支店）と連携し、地域経済牽引事業を支援していく。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 壮瞥町商工会

壮瞥町商工会は昭和47年に設立され、現在、一般会員90名、定款会員10名で構成されている。伴走型支援事業や経営力強化、創業支援など地元に着目した商工業活性化の窓口となり、地域中小企業の頼れる存在として活動を行っている。

#### ② NPO法人そうべつ観光協会

そうべつ観光協会は平成18年に町内に5団体あった観光協会が合併し設立された。現在正会員42団体が所属している。道の駅そうべつ情報館アイを拠点とし、本町の観光推進や情報発信の業務を行う。町内全域の交流人口拡大に町と連携して取り組んでいる。

#### ③ とうや湖農協壮瞥支所

壮瞥町において、環境との調和に配慮しながら、安全、安心、高品質な農畜産物を生産、供給する「クリーン農業」や、地域農業の発展や消費者の暮らし向上に取り組み、町内全域の農産物の価値向上に貢献している。

#### ④ 伊達信用金庫壮瞥支店

壮瞥町の地域経済の活性化に関する事業について連携を図り、金融機関のノウハウや企業間ネットワークを活用したビジネスのマッチング、企業の資金調達、地域ブランド向上のための貢献などに取り組んでいる。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

当町の面積の約35%が支笏洞爺国立公園区域に指定されており、うち第1種特別区域は17.7%にものぼり、経済活動と自然環境の棲み分けがなされている。動植物の保護が昭和30年代から行われてきているため、住民を含めて自然環境保全については意識が高い。

国土交通省北海道開発局と連携したシーニックバイウェイ北海道支笏洞爺ニセコルート「1008 453 (とうや よごさん) キャンペーン」では地域団体が率先してゴミ清掃活動に携わり、観光客や住民が心地よく美しい自然景観を楽しめるよう活動を行っている。

また、環境をテーマにした洞爺湖サミットが平成20年に開催されており、特定外来生物（ウチダザリガニ）の駆除や希少植物の保護活動など環境保護への取組も近隣町と連携している。新規に開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においても環境保全への配慮・地域社会の調和を図っていくものとする。

また、支笏洞爺国立公園といった環境保全上重要な地域において、当該事業を行う場合

には、公園計画等との整合を図ることなどを通じて、自然環境の保全に十分な配慮を行う。

なお、支笏洞爺国立公園といった環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、事前に環境省北海道地方環境事務所または北海道自然環境保全部局と調整を図り、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮する。

## (2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

### ①防犯設備の整備

事業者として、工場等付近で地域住民が犯罪被害に遭わないようにするために、防犯カメラの設置、照明の設置等を行う。

### ②防犯に配慮した施設の整備・管理

事業者として、道路、公園、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

### ③従業員に対する防犯指導

事業者として、従業員に対して法令の遵守や被害の防止、外国人の従業員に対して日本の法制度について指導する。

### ④地域における防犯活動への協力

事業者として、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対して必要な物品、場所等を提供するなどの協力を行う。

### ⑤不法就労の禁止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

### ⑥地域住民との連携

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき地域経済牽引事業の促進のための措置を実施するに当たっては、地域住民の意見を十分に聴取して進める。

### ⑦連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における事業者の警察への連絡体制を整備する。地域の安全と平穏の確保は環境保全と同様地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故の無い安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

## (3) その他

P D C A体制に関しては、壮瞥町商工観光課を中心に関係課による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて、毎年度検討・整理する。

なお、必要に応じ支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画期間は、計画同意の日から令和8年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。